

京都市特別職報酬等審議会規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第71号

京都市特別職報酬等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（第3条において「条例」という。）第8条の規定に基づき、京都市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見の聴取)

第2条 市長は、市会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額（以下「議員報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提案しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、京都市人事委員会が地方公務員法第26条の規定に基づく給料表に関する勧告等をしたときは、議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員の資格)

第3条 条例第3条に規定する学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者は、本市の区域内に住所を有する者でなければならない。

(会長)

第4条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集、定足数等)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、行財政局において行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第2項の規定にかかわらず、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例による廃止前の京都市特別職報酬等審議会条例に基づく京都市特別職報酬等審議会の会長であった者は、この規則の施行の日に審議会の会長として定められたものとみなす。

(行財政局人事部給与課)